

国立研究開発法人防災科学技術研究所  
が達成すべき業務運営に関する目標  
(中長期目標)  
(案)

令和5年〇月〇日

文部科学省

# 目次

1		
2		
3	I. 政策体系における法人の位置付け及び役割	1
4	II. 中長期目標の期間	2
5	III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	3
6	1. レジリエントな社会の実現に向けた防災科学技術の研究開発の推進	3
7	(1) 知の統合を目指すデジタル技術を活用した防災・減災に関する総合的な研究開発の	
8	推進	3
9	(2) 知の統合に必要な防災・減災のための基礎研究及び基盤的研究開発の推進	3
10	①地震・津波・火山災害の被害軽減に向けた研究開発	4
11	②気象災害の被害軽減に向けた研究開発	4
12	2. レジリエントな社会を支える研究基盤の運用・利活用の促進	4
13	(1) 基盤的観測網の運用・利活用促進	4
14	(2) 先端的研究施設の運用・利活用促進	5
15	(3) 情報流通基盤の運用・利活用促進	5
16	3. レジリエントな社会を支える防災科学技術の中核的機関の形成	5
17	(1) 防災科学技術の中核的機関としての産学官民共創の推進	5
18	(2) 災害情報のデジタルアーカイブ	6
19	(3) 研究開発の国際展開	6
20	(4) レジリエントな社会を支える人材の確保・育成	6
21	(5) 防災行政への貢献	6
22	(6) 情報発信と双方向コミュニケーション	6
23	IV. 業務運営の効率化に関する事項	7
24	1. 柔軟かつ効率的なマネジメント体制の確立	7
25	(1) 研究組織及び事業の見直し	7
26	(2) 内部統制	7
27	(3) 研究開発等に係る評価の実施	7
28	2. 業務運営の効率化	7
29	(1) 業務の合理化・効率化	7
30	(2) 経費の合理化・効率化	7
31	(3) 人件費の合理化・効率化	8
32	V. 財務内容の改善に関する事項	8
33	VI. その他業務運営に関する重要事項	8
34	1. 国民からの信頼の確保・向上	8
35	(1) 研究倫理の確立及びコンプライアンスの推進	8
36	(2) 情報セキュリティ対策の推進	9
37	(3) 安全衛生及び職場環境への配慮	9
38	2. 人事に関する事項	9
39	3. 施設・設備に関する事項	9
40		
41		
42		

※括弧毎の事業を一定の事業等のまとまりとする。

43 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国立  
44 研究開発法人防災科学技術研究所（以下「防災科研」という。）が達成すべき業務運営に関  
45 する目標（以下「中長期目標」という。）を定める。

46  
47

## 48 I. 政策体系における法人の位置付け及び役割

49

50 これまで我が国は、甚大な被害をもたらした東日本大震災をはじめ、数多くの自然災害を  
51 経験してきたが、近年では、平成 30 年 7 月豪雨による災害に代表されるような、気候変動  
52 とも関連した自然環境の変化による災害の頻発化・激甚化等が懸念されている。また、人口  
53 減少、少子高齢化、地方の過疎化等の問題や、自然災害に対して脆弱な地域の開発、構造物  
54 の老朽化等に加え、新たな感染症による危機管理リスクや国際経済における地政学的リス  
55 クなどが顕在化してきており、自然災害による被害拡大やグローバルサプライチェーンの  
56 リスクが高まるような社会環境の変化についても懸念されている。

57 そのような状況において、我が国は、今後発生が予想される南海トラフ地震や首都直下地  
58 震など、甚大な被害が生じ、国の存亡に関わる国難となりえる大規模災害をはじめとしたあ  
59 らゆる自然災害を乗り越える必要があり、自然災害に対する「予測・予防」「応急対応」「復  
60 旧・復興」のすべての過程（以下「オールフェーズ」という。）に対応した災害に強い社会  
61 を実現するため、発災前の予測・予防力の強化、発災後の事業継続、早期の復旧・復興に向  
62 けて、国、地方公共団体、民間企業、国民等の各主体の意思決定の根拠をどのように提供し  
63 ていくかが喫緊の課題となっている。この課題の解決に向け、天災地変その他の自然現象に  
64 より生じる災害を未然に防止し、これらの災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、  
65 復旧・復興の早期化に資する科学技術（以下「防災科学技術」という。）が果たす役割は大  
66 大きく、安全・安心な社会を実現し、我が国の持続可能な成長を支えるための基盤として、長  
67 期的な視野に立ち、継続して防災科学技術の研究開発に取り組む必要がある。

68 防災科学技術研究所法（平成 11 年法律第 174 号）において、防災科研は、防災科学技術  
69 に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に実施することにより防災科学技  
70 術の水準の向上を図ることとされている。これまで、防災科研は、緊急地震速報の開発や高  
71 精度の降雨観測レーダの開発、災害時における組織を超えた防災情報の共有に資する基盤  
72 的防災情報流通ネットワーク（SIP4D）の開発など、その成果が国民の安全・安心につな  
73 がる研究開発を行ってきた。また、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく指定  
74 公共機関として、災害の発生時等に必要な情報の提供、地方公共団体等との連携・協働の取  
75 組等も実施している。さらに、地震調査研究推進本部の「地震調査研究の推進について―地  
76 震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策（第 3 期）  
77 一」（令和元年 5 月 31 日）の下で実施されている我が国の地震調査研究において、防災科研  
78 は中核的な役割を引き続き担っていく必要がある。

79 翻って、昨今の我が国全体における防災科学技術関連の政策動向を見ると、「第 6 期科学  
80 技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）では、頻発化・激甚化する  
81 自然災害に対し、少子高齢化などによる災害対応人材の不足が課題となっており、先端 ICT  
82 の積極的な活用による効率化に加え、人文・社会科学の知見も活用した総合的な防災力の向  
83 上によってレジリエントな社会を構築することが、防災科学技術の進むべき方向性として  
84 示されている。また、「国土強靱化基本計画」（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）においては、

85 大規模な自然災害に対する国・地方公共団体・民間企業など関係機関の災害対応力の強化等  
86 のため、優れた技術や最新の科学技術を活用することで、防災・減災及びインフラの老朽化  
87 対策における研究開発・普及・社会実装を推進することが明記されている。

88 また、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和4年6月7日閣議決定）や「新しい  
89 資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、デジ  
90 タル技術等を活用した防災・減災対策の高度化が示されている。「デジタル社会の実現に向  
91 けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）においても、準公共分野のデジタル化が掲げ  
92 られており、防災分野において、デジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進する上  
93 で必要な関連情報について、組織を超えたデータ連携を実現するためのプラットフォーム  
94 構築や、広域的な被災状況を迅速に把握・共有するための仕組み等の研究開発を進めること  
95 が示されているほか、気候変動・レジリエンス分野について、気候変動やそれに伴う極端気  
96 象の激甚化・広域化、及び地震・津波・火山等の自然災害への対応に必要な新しい技術・価  
97 値（インテリジェンス）を創出するため、研究機関等において、観測・予測データの共有・  
98 利活用や分野横断的な研究開発を促進するデータ・解析プラットフォームの形成等を推進  
99 することとされている。さらに、「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月7日  
100 閣議決定）においては、防災・減災、国土強靱化をより効率的に進めるためにデジタル技術  
101 の活用等が不可欠であり、災害対応現場のデジタル化を一層推進するため、産学共創の下、  
102 防災・減災に資する適切な情報提供やデジタルツインなどの最先端技術の開発等に向けた  
103 更なる環境整備を図ることが明記されている。

104 国際的にも、第3回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組 2015-2030」（平成 27  
105 年3月18日採択）において、災害リスクの低減における科学技術の役割の重要性が強調さ  
106 れている。

107 さらに、防災基本計画（昭和38年6月中央防災会議決定）においては、災害及び防災に  
108 関する科学技術及び研究の振興を図ることや、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・  
109 連絡を行うための、情報の収集・連絡システムの IT 化に努めること等が明記されている。

110 第5期中長期目標期間においては、上記の政策動向等を踏まえ、防災科学技術に関する研  
111 究開発を推進する。その際、我が国全体としての防災科学技術の研究開発成果を最大化す  
112 るために、効果的かつ効率的な組織運営を行う体制を構築するとともに、国や地方公共団体、  
113 大学・研究機関、民間企業等との連携・協働・共創の強化を図るほか、人文・社会科学と自  
114 然科学の融合による総合知を積極的に活用し、レジリエントな社会の実現に向け、防災科学  
115 技術研究におけるイノベーションの創出に取り組む。

116  
117 （別添）政策体系図

## 118 119 120 **Ⅱ. 中長期目標の期間**

121  
122 中長期目標の期間は令和5年（2023年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日ま  
123 での7年間とする。

126 **Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項**

127

128 **1. レジリエントな社会の実現に向けた防災科学技術の研究開発の推進**

129 あらゆる自然災害のオールフェーズを対象として災害リスクを低減させ、国民の安全・安  
130 心を守るための防災科学技術の研究開発を推進し、レジリエントな社会の実現に貢献する。  
131 国難となりえる大規模災害の発生が懸念される中、日常的に起こり得る自然災害から低頻  
132 度の自然災害まで、オールフェーズにおける各主体の意思決定に貢献する科学技術の知見  
133 を提供していくためには、様々な自然や社会の状態・環境を観測・計測し、シミュレーショ  
134 ン等を活用した総合的な研究開発の取組を進めることが必要となる。また、レジリエントな  
135 社会の実現を目指す中で必要となるレジリエンスの評価を行うためには、自然科学分野の  
136 データだけでなく、社会科学分野のデータもあわせて分類・整理・統合することが重要とな  
137 る。これらを実現するため、新たな観測手法の研究開発を推進するとともに、先端的な重要  
138 技術の活用を含めてフィジカル空間で得た様々なデータ等をサイバー空間上で分類・整理・  
139 統合する研究開発を進め、研究開発の成果を可視化した情報プロダクツの開発・提供を行う  
140 ことで、各主体のオールフェーズにおける意思決定に貢献するとともに、防災実務の現場に  
141 における新たな課題の抽出や研究へのフィードバックを行う。

142

143 **(1) 知の統合を目指すデジタル技術を活用した防災・減災に関する総合的な研究開発の推**  
144 **進**

145 レジリエントな社会を実現するために、防災科学技術に関する知の統合を目指し、デジタ  
146 ル技術を活用した防災・減災に関する総合的な研究開発を実施する。発生が予想される国難  
147 となりえる大規模災害をはじめとするあらゆる自然災害を乗り越えるための防災・減災 DX  
148 の拠点として、防災科研が我が国の防災・減災に係るデータの統合・流通の基盤を整備し、  
149 防災科研及び他の機関が所有する過去から最新に至るまでの自然科学分野や社会科学分野  
150 の観測・研究データの分類・整理・統合を進める。

151 また、発災時の被害軽減及び速やかな復旧・復興を実現するため、社会科学の知見を核と  
152 して自然科学の知見との統合を目指し、災害に関する経験等の体系的かつ継続的な収集を  
153 行い、発災から復旧・復興までの災害過程をモデル化し、シミュレーション技術の開発を行  
154 うことで、社会のレジリエンス向上に資する成果を創出する。さらに、オールフェーズにお  
155 いて、自然災害のハザード・リスク評価及び対策・対応プロセスに関する様々なシミュレ  
156 ーションを活用した総合的な研究開発を推進し、その成果を統合・可視化させた情報プロダク  
157 ツを生成・発信・利活用するための基盤を整備する。

158 これらの取組等により、国、地方公共団体、民間企業などの社会を構成する多様な主体が  
159 科学的知見に基づく適切な意思決定を行うことを可能とし、プロアクティブな防災行動・対  
160 策に貢献し、防災・減災分野における社会課題を解決する共創の仕組みの構築を図り、社会  
161 全体の更なるレジリエンスの向上を目指す。

162

163 **(2) 知の統合に必要な防災・減災のための基礎研究及び基盤的研究開発の推進**

164 レジリエントな社会を実現するために、複合災害を含めた地震・津波・火山、気象災害等  
165 を引き起こす各現象や、これらの現象の予測・予防に係る研究開発と対応・復旧・復興に係  
166 る研究開発を担う機関として、知の統合に必要な卓越した各分野の成果を創出することが  
167 重要となる。災害を予測する技術、早期に被害状況を把握して実際の避難行動に資する技術、

168 迅速な復旧・復興を可能とする技術及び災害情報を共有して利活用する技術等の実現に向  
169 け、新たな観測手法の研究開発を推進するとともに、世界に類を見ない観測網を活用した観  
170 測研究、世界最大規模の実験施設を用いた実験研究といった従来からの強みを生かしつつ、  
171 基礎研究及び基盤的研究開発を進める。

172 具体的には以下の研究開発等を実施する。その際、他機関や他分野との連携・協働・共創  
173 を積極的に進める。

174

#### 175 ① 地震・津波・火山災害の被害軽減に向けた研究開発

176 防災科研が運用している陸海統合地震津波火山観測網（MOWLAS）（南海トラフ海底地震  
177 津波観測網（N-net）を含む）等の観測データ、数値シミュレーション技術等を活用して、  
178 地震の震源情報、地震動や津波の特徴・経過を即時かつ逐次的に提供可能とする研究開  
179 発を実施するとともに、南海トラフ地震等の巨大地震の発生や連鎖の物理プロセスを統一  
180 的に解明する研究開発を実施する。

181 また、実大三次元震動破壊実験施設（E-ディフェンス）による震動実験等や、数値シ  
182 ミュレーション技術による解析を活用した都市のレジリエンス向上に向けた研究開発を  
183 充実する。

184 さらに、基盤的火山観測網（V-net）や各種リモートセンシング技術等を活用して、火山  
185 災害の即時予測や推移予測、火山災害を迅速に把握する技術に関する研究開発を推進する  
186 ほか、防災・減災に効果的に活用する観点から、システムに集約されたデータ等を活用し  
187 た、分野や組織の枠を超えた研究実施体制の強化・充実を図る。

188

#### 189 ② 気象災害の被害軽減に向けた研究開発

190 気候変動の影響等に伴い激甚化・広域化する風水害、土砂災害、雪氷災害等の気象災害  
191 の被害を軽減するため、レーダ技術等を活用したマルチセンシング技術と数値シミュレ  
192 ション技術を活用し、ゲリラ豪雨や突風・降雹・雷等を伴う危険な積乱雲等の早期検知や  
193 発生メカニズムの解明、雪氷災害の観測技術や対応・対策手法に関する研究開発を進め、  
194 気象災害の予測技術の開発やハザード評価技術等の研究開発を先導し実施する。

195

## 196 2. レジリエントな社会を支える研究基盤の運用・利活用の促進

197 地震・津波、火山の各種ハザードを網羅する世界で類を見ない観測網の着実な整備・運用  
198 と、近年の観測技術やデータ分析・同化等の進展も踏まえた利活用を推進する。また、E-  
199 ディフェンス、大型降雨実験施設、雪氷防災実験施設等の各種大型実験施設・設備やSIP4D  
200 等の情報流通基盤の運用・利活用を引き続き進める。

201 これらにあたっては、それぞれの分野の状況を踏まえながら、我が国の基盤的な観測網等  
202 のデータや実験施設・設備や情報流通基盤の利活用について、他の研究機関との協力を積極  
203 的に進めるなど、防災科学技術の中核的機関としての役割を果たす。

204 また、基盤的観測網や先端的研究施設によって得られたデータを活用した外部の成果を  
205 把握し、これらの成果に防災科研が貢献していることが社会から幅広く理解されるように  
206 努める。

207

### 208 (1) 基盤的観測網の運用・利活用促進

209 地震調査研究推進本部や科学技術・学術審議会測地学分科会地震火山部会の計画等を踏

210 まえ、我が国の防災科学技術の様々な研究開発の基盤として、陸域の地震・火山観測網と海  
211 域の地震・津波観測網を一元化した陸海統合地震津波火山観測網（MOWLAS）等の整備・運用  
212 を継続するとともに、観測データの関係機関との共有や利活用促進を図り、国内外の関係機  
213 関における研究開発、業務遂行や我が国の地震・津波・火山に関する調査研究の進展に貢献  
214 する。また、気象等を対象とする研究開発で得られた観測データを関係機関と共有し、利活  
215 用促進を図る。

216

## 217 **（２）先端的研究施設の運用・利活用促進**

218 我が国全体の防災科学技術に関する研究開発を推進するため、実大三次元震動破壊実験  
219 施設（Eーディフェンス）、大型降雨実験施設、雪氷防災実験施設等の先端的な研究基盤施設  
220 を効果的・効率的かつ安全に運用し、これまでの実績及び当該施設の運用状況のみならず、  
221 研究開発成果を最大化することも踏まえ、外部の研究機関等による利活用を促進する。

222

## 223 **（３）情報流通基盤の運用・利活用促進**

224 デジタル技術を活用した研究開発を推進するためには、データ統合や情報共有・流通に関  
225 する基盤も必要不可欠であり、基盤的防災情報流通ネットワーク（SIP4D）等の基盤となる  
226 システムの整備・運用を引き続き進める。その際、国や地方公共団体、大学・研究機関、民  
227 間企業等と連携した体制構築に取り組むとともに、レジリエンス向上に資する基盤として  
228 の活用を促進する。

229

## 230 **３．レジリエントな社会を支える防災科学技術の中核的機関の形成**

231 防災科学技術の研究開発成果を最大化するために、国や地方公共団体、大学・研究機関、  
232 民間企業等の多様な組織と人材がそれぞれの枠を超えて、新しいイノベーションの創出に  
233 向けて連携・協働・共創できるような防災科学技術の中核的機関としての機能を強化する。

234

### 235 **（１）防災科学技術の中核的機関としての産学官民共創の推進**

236 我が国の防災科学技術に関するイノベーションの中核的機関として、レジリエントな社  
237 会の実現に向け、社会の期待とニーズを踏まえて、組織・分野横断型の防災科学技術の研究  
238 開発を行い、国や地方公共団体、大学・研究機関、民間企業等のステークホルダーとの幅広  
239 い連携を図り、連携に係る取組や成果を防災科研自ら分析・評価し、更なる共創の強化に繋  
240 げる。スタートアップや社会的起業家を含む産学官民による共創で研究開発を推進し、防災  
241 科研のみならず、オールジャパンでの社会的課題の解決に向けて、情報プロダクツを生成す  
242 ることにより研究成果の社会的価値が創出されるよう取組を進める。

243 また、国や地方公共団体、民間企業等、防災科学技術の研究開発成果を活用することが想  
244 定される機関のニーズを踏まえた研究開発を進めるなど、研究開発成果が活用され普及さ  
245 れるための取組を推進し、防災・減災の市場の創出・拡大に資することを目指す。また、研  
246 究開発成果の技術移転、社会実装、国際展開を効果的に進めるため、明確な知的財産ポリシ  
247 ーの下、防災科研が創出・保有する知的財産の価値の最大化を図る。さらに、「科学技術・  
248 イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成20年法律第63号）に基づき、防災科研  
249 の研究開発の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者（成果活用事業者）  
250 に対する出資並びに人的及び技術的援助を行い、防災科研が出資、設立した法人と連携し、  
251 防災科研の成果の社会実装に向けた取組を行うことで社会のレジリエンス向上に努める。

252

## 253 (2) 災害情報のデジタルアーカイブ

254 防災科学技術の中核的機関における研究開発成果の最大化に向けて、防災科研の研究成  
255 果のみならず、国内外の防災科学技術に関する研究成果や、災害時に得られる情報等、収集  
256 した情報及び資料をデータベース化して整理・保管し、国や地方公共団体、大学・研究機関、  
257 民間企業等、広く一般に活用可能な形で提供する。

258

## 259 (3) 研究開発の国際展開

260 我が国の防災科学技術の中核的機関として、我が国ひいては国際的な防災力・レジリエ  
261 スの向上に向け、国際機関や国内の学術団体等と連携し、防災科学技術に係る今後の方向性  
262 の議論に参画するとともに、海外の大学・研究機関・国際機関等との国際共同研究や国際連  
263 携、防災科学技術の海外展開、研究者の国際交流による国際ネットワークの強化・国際頭脳  
264 循環を推進する。

265

## 266 (4) レジリエントな社会を支える人材の確保・育成

267 研究開発成果の最大化と効率的な業務遂行を果たし、防災に携わる人材の養成や資質の  
268 向上に資するため、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」第24条に基づ  
269 き策定された「国立研究開発法人防災科学技術研究所における人材活用等に関する方針」  
270 (以下「人材活用等に関する方針」という。)も踏まえ、国内外からの優れた若手・女性研  
271 究者や大学院生の受入れ、大学等の教育機関・地方公共団体等への講師派遣等による人材の  
272 育成を実施するとともに、連携大学院制度やインターンシップ制度等を活用し、教育機関、  
273 地方公共団体、民間企業等からの受入れを行うなど、将来の防災科学技術を担う人材の裾野  
274 を広げる。

275

## 276 (5) 防災行政への貢献

277 防災基本計画の令和4年6月17日の修正において、総合防災情報システムと並んで、  
278 SIP4Dも防災情報の集約のシステムとして位置づけられたことも踏まえ、災害が発生し、又  
279 は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に基づく指定公共機関として対応  
280 し、SIP4D等を活用して災害時情報集約支援チーム(ISUT)をはじめとする関係機関等へ適  
281 切な災害対応のための情報提供を行うとともに、災害対応現場への職員の派遣及び後方支  
282 援を行う。

283 また、平時においても地震調査研究推進本部等の関係機関等へ観測、調査及び研究の成果  
284 を提供する。加えて、関係機関等と連携・協働した研究開発を積極的に行い、国、地方公共  
285 団体、民間企業、個人等の各主体の防災力向上に資するための取組を行う。

286 さらに、災害時における被害拡大の防止及び速やかな復旧・復興の実効性を高めるため、  
287 国、地方公共団体等との連携・協働を強化し、災害現場で必要とされている科学技術のニー  
288 ズを明らかにして、必要に応じて研究開発に反映させ、研究成果が効果的に活用されるよ  
289 うな枠組みや体制構築に努める。

290

## 291 (6) 情報発信と双方向コミュニケーション

292 防災科研の研究開発成果の普及や社会との更なる共創により、レジリエントな社会を実  
293 現するために、情報発信・アウトリーチ等の双方向コミュニケーションを通じて、防災科研

294 の研究成果や活動・目的・役割等を社会と共有し、社会からの適切な認知・理解・フィード  
295 バックを得る活動（ブランディング）を推進する。

296

297

#### 298 **IV. 業務運営の効率化に関する事項**

299

##### 300 **1. 柔軟かつ効率的なマネジメント体制の確立**

301 業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指すとともに、効率的なマネジメント体制と  
302 するため、評価を行い柔軟な組織の編成を行うこととする。

303

##### 304 **（１）研究組織及び事業の見直し**

305 理事長のリーダーシップの下、防災科学技術の中核的機関として、様々な自然災害に関し  
306 て基礎研究から社会実装まで総合的な取組に対応するため、総合的・分野横断的な組織編成  
307 を行う。また、研究開発成果の最大化に向けて、戦略立案を行う企画機能、研究推進・支援  
308 体制等を強化し、柔軟かつ効率的なマネジメント体制を確立する。

309

##### 310 **（２）内部統制**

311 理事長のリーダーシップの下で一体的な組織運営を行い、頻発化・激甚化する自然災害に  
312 迅速かつ適切に対応していくため、理事長の指示が円滑に全役職員に伝達される仕組みや  
313 リスク管理等を含む内部統制システムの整備・運用を実施し、理事長のマネジメントを強化  
314 する。また、内部監査等により内部統制が有効に機能していることをモニタリングするとと  
315 もに、監事による監査機能を充実する。

316

##### 317 **（３）研究開発等に係る評価の実施**

318 「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日策定、平成 27 年 5 月 25 日改  
319 定、平成 31 年 3 月 12 日改定、令和 4 年 3 月 2 日改定）等に基づき、研究開発の特性等を踏  
320 まえて防災科研の自己評価等を実施し、その結果を研究計画や資源配分に反映させ、研究開  
321 発成果の最大化及び適正、効果的かつ効率的な業務運営を図る。また、研究開発課題につい  
322 ては外部有識者による評価を実施し、その結果を踏まえて研究開発を進める。

323 なお、評価に当たっては、それぞれの目標に応じて別に定める評価軸及び関連指標等を基  
324 本として評価する。

325

##### 326 **2. 業務運営の効率化**

##### 327 **（１）業務の合理化・効率化**

328 デジタル化の促進等により事務手続きの簡素化・迅速化を図り、利便性の向上に努めるほ  
329 か、研究交流のリモート化や研究設備・機器への遠隔からの接続、データ駆動型研究の拡大  
330 などの DX を進め、より付加価値の高い成果が創出される研究開発環境を整備し、業務の合  
331 理化・効率化を図る。

332

##### 333 **（２）経費の合理化・効率化**

334 管理部門の組織の見直し、調達合理化、効率的な運営体制の確保等に引き続き取り組む  
335 ことにより、経費の合理化・効率化を図る。

336 運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの、拡充分は除外した上で、法  
337 人運営を行う上で各種法令等の定めにより発生する義務的経費等の特殊要因経費を除き、  
338 令和4年度を基準として、一般管理費（租税公課を除く。）については毎年度平均で前年度  
339 比〇%以上、業務経費は毎年度平均で前年度比〇%以上の効率化を図る。新規に追加される  
340 ものや拡充される分は翌年度から効率化を図ることとする。ただし、人件費の効率化につい  
341 ては、次項に基づいて取り組む。【P】

342 なお、経費の合理化・効率化を進めるに当たっては、研究開発成果の最大化との整合にも  
343 留意する。

344 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務  
345 大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、契約の公正性、透明性の確保等を推進  
346 し、業務運営の効率化を図る。また、共同調達については、茨城県内の複数機関が参画して  
347 いる協議会等を通じて、参画機関と引き続き検討を行い拡充に努める。

348

### 349 (3) 人件費の合理化・効率化

350 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分配慮し、手当を含め役職員給与の在り  
351 方について厳しく検証したうえで、防災科研の業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持  
352 するとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。また、適切な人材の確保のため  
353 に必要に応じて弾力的な給与を設定できるものとし、その際には、国民に対して納得が得ら  
354 れる説明に努めるものとする。

355

356

## 357 V. 財務内容の改善に関する事項

358

359 競争的研究費等の外部資金の積極的な獲得や施設利用等による自己収入の増加等に努め、  
360 より健全な財務内容の実現を図る。特に、防災科研が保有する先端的研究施設については、  
361 ニーズ把握・外部への積極的な働きかけを行い、研究利用の観点から適当な共用件数及び利  
362 用料等を設定した具体的な取組方針を踏まえ、安定した自己収入の確保に取り組む。

363 また、運営費交付金の債務残高についても勘案しつつ予算を計画的に執行する。必要性が  
364 なくなると認められる保有財産については適切に処分するとともに、重要な財産を譲渡  
365 する場合は計画的に進める。

366

367

## 368 VI. その他業務運営に関する重要事項

369

### 370 1. 国民からの信頼の確保・向上

#### 371 (1) 研究倫理の確立及びコンプライアンスの推進

372 研究開発活動の信頼性の確保、科学技術の健全性の観点から、研究費不正及び研究不正行  
373 為の防止を含む防災科研における業務全般の一層の適正性確保に向け、厳正かつ着実にコ  
374 ンプライアンス業務を推進する。

375 上記取組を実施するために、職員への周知徹底等の取組を行う。

376

377 **(2) 情報セキュリティ対策の推進**

378 情報システムの整備・管理にあたっては、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」  
379 (令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、情報システムの適切な整備及び管  
380 理を行うとともに、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」(令和3年7  
381 月7日サイバーセキュリティ戦略本部決定)を含む政府における情報セキュリティ対策を  
382 踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキ  
383 ュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的  
384 対応能力の強化に取り組む。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより  
385 情報セキュリティ対策の改善を図る。

386 また、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」等を踏まえ、防災科研が策定したデー  
387 タポリシーに基づく研究データの管理・利活用を推進することで、データマネジメント及  
388 びそれを通じた価値発現を実現する。

389

390 **(3) 安全衛生及び職場環境への配慮**

391 業務の遂行に伴う事故及び災害等の発生を未然に防止し業務を安全かつ円滑に遂行でき  
392 るよう労働安全衛生管理に取り組む。また、実験施設を利用した業務においては、安全管理  
393 計画書等を作成するなど、安全管理の徹底、事故等の発生防止に一層努める。

394 また、職員の健康管理を経営的な視点で考え、「健康経営」に積極的に取り組む。

395

396 **2. 人事に関する事項**

397 研究開発成果の最大化と効率的な業務遂行を図るため、若手職員の自立、女性職員の活躍  
398 等ができる職場環境の整備、充実した職員研修、適切な人事評価等を実施する。また、外国  
399 人研究者の受入れを含め優秀かつ多様な人材を確保するため、採用及び人材育成の方針等  
400 を盛り込んだ人事に関する計画を策定し、戦略的に取り組む。なお、これらの取組について  
401 は「人材活用等に関する方針」に基づいて進める。

402

403 **3. 施設・設備に関する事項**

404 効果的な研究の推進・発展や、先端的研究施設の利活用を促進するため、既存施設の有効  
405 活用や老朽化対策を含む、施設・設備の改修・更新・整備を計画的に実施する。